

カンボジア司法省によるジャーナル発刊の取組について

JICAカンボジア長期派遣専門家

溝口千恵

第1 はじめに

昨年、カンボジア司法省は新たな取組としてジャーナルの発刊を開始した。これまでに第1号（昨年1月）、第2号（昨年3月）、第3号（昨年8月）が刊行され、今春には第4号の発刊が予定されている¹。司法省による専門誌の発刊は初の試みであり、カンボジアの法司法分野の更なる発展を支える取組として注目されている。

ジャーナルは、ニエン・ヴァンナック官房長が主導する作業部会によって作成されている。本稿では、官房長へのインタビューを掲載すると共に、第1号から第3号の目次（英訳）及び第4号に掲載予定の小職による執筆記事を併せて紹介する。

第2 ニエン・ヴァンナック官房長へのインタビュー²

—このジャーナルは、2024年2月26日付けの決定に基づいて設置されたジャーナル作成のための作業部会によって作成されているとかがっています。この作業部会を設けてジャーナルの発刊を開始した目的を教えてください。

「この質問は非常に重要だと思います。ジャーナルの発刊は、大臣にとって大きな目標の一つです。大臣は、皆さんの研究や論文執筆を促進するために、ジャーナルを発刊したいと考えておられます。私は、大臣の部下として、また法律分野の教官の一人として、その大臣の目的を実現したいと考えています。ジャーナルの発刊に当たっては、国民の皆さんから信頼を得られるよう、作業部会を設置し、高い能力を有するメンバーを集めました。

ジャーナルの発刊を開始した目的は、大きく三つあります。

一つ目は、司法分野の人材を強化することです。司法分野の人材を強化するためには、多くの人に文献を読んでもらう必要があります。専門家の皆さんもご存じのとおり、法律を理解するためには、多くの文献を読むことが欠かせません。そして、多くの文献を読んでもらうためには、多くの執筆者が必要になります。知識が豊富な人に論



既発刊のジャーナル
（表紙に描かれているのは
司法省の建物です。）

¹ 本稿の記載は原稿執筆時点（2026年2月）の刊行予定に基づくものであり、本誌発行までに刊行状況が変更されている可能性がある。

² 本インタビューは2025年12月に実施されたものである。インタビュー中の時期の表現は、インタビュー実施時点を基準としている。

文を書いてもらい、自らの経験や知識を共有してもらうことが重要です。このジャーナルは、カンボジアの司法分野に、これまで存在しなかった研究書です。例えば、私が大学の教官として働いていた頃、能力の高い方が深く分析して執筆した本を読みたいと思っていましたが、当時は外国の本しかありませんでした。このジャーナルは、カンボジアの司法及び法律分野の人材強化に貢献するものだと考えています。

二つ目の目的は、深い研究や分析を促進することです。この目的は、三つの目標を達成するためのものです。

一つ目は、現行法を正しく理解し、適切に適用することです。民事法は正しく一致した理解のもとで適用する必要があります。一つの条文について、一つの共通した理解を持ってほしいと考えています。ジャーナルには、法律の条文だけでなく、そのフィロソフィー、つまり条文の趣旨も記載しています。法律を学ぶ学生は、条文だけを読んでも十分に理解できないことがあります。ジャーナルに書かれている条文の趣旨を読むことで、その趣旨に沿った正しい理解と適用が可能になります。

二つ目は、法制度をより良いものにすることです。ジャーナルを読むことによって、実務上どのような問題が起きているのかを知ることができます。多くの人がジャーナルに記事を執筆することで、カンボジアの法制度をより良いものにしていくことができます。なお、執筆者の選定については、後ほど詳しくお話ししますね。

三つ目は、司法分野の職員の思考力を深めることです。一つの記事を書くためには、相当な時間がかかります。その過程で、深く考えることが求められます。

三つ目の目的は、司法分野にとって歴史的に重要な出来事、すなわち司法分野の改善に関する資料を編纂することです。

私たちは、信頼されるジャーナルを発行することによって、これら三つの目的を実現したいと考えています。」

—第1号から第3号の目次を見ると、民事・刑事を問わず幅広い分野・トピックが掲載されています。号ごとに、全体的なテーマや、トピック選定のための大まかな方針を定めておられるのでしょうか。

「先ほど申し上げたとおり、このジャーナルは、一般的な法律分野の職員のニーズに応えるものにしたいと考えています。そのため、民事、刑事、外国法など、できる限り幅広い分野を含めるようにしています。

テーマについては、一般的なものから始め、徐々に複雑なものを選んでいきます。例えば、第1号の目次を見ると、最初の記事では、カンボジアの司法制度の概要を扱っています。ただし、あまりに一般的な内容だけでは実務家の関心を引くことが難しいため、実務上直面している問題も併せて取り上げてい



ニエン・ヴァンナック官房長

ます。

ジャーナルについては、年間で何回発刊するか、どのようなテーマを取り上げるかについて計画を立て、その計画に基づいて、各分野の有識者に執筆を依頼します。執筆を依頼した際に執筆者自身に取り上げたい重要なテーマがある場合には、そのテーマについて記事を書いてもらうこともあります。

テーマは大きく二つに分けられます。一つ目は、一般的な理論に関するテーマです。学生に記事を読んでもらい、理論的な理解を深めてもらいたいと考えています。二つ目は、実務上直面している問題を反映したテーマです。実務家に記事を読んでもらい、法律上の根拠について理解を一致させたいと考えています。

これまでに発刊したジャーナルでは、民事法、刑事法、憲法などを取り上げてきましたが、今後は商事法に関するテーマも扱いたいと考えています。商事法については、私たちの知識や文献が限られているためです。また、外国法の理論に関するテーマも取り上げたいと考えています。外国法の理論について、フランス語や英語で書かれた文献を読む場合、カンボジア人には十分に理解できないこともあります。ジャーナルにクメール語の記事を掲載することで、理解が進むと考えています。」

「夏に記事執筆のお声がけをいただいた際、今回取り上げたトピック「再審」を含むいくつかのトピックの候補をご提示いただきました。それらはいずれも実務上のニーズを反映した内容であり、官房長が裁判実務で生じている課題を的確に把握されているのだと感じました。普段どのような方法で、このような実務上の課題を把握しておられるのでしょうか。」

「そのことについては、専門家だけでなく、カンボジアの実務家の皆さんも驚かれたことと思います。」

私はフランスで修士課程を修了した後、2020年に司法省に入省しました。それ以前は、2008年から大学の教官として働いていましたが、つい数年前に辞めました。教官として働いていた頃は、自分自身に法律に関する問いを立て、その問いに答えるために、多くの法律書を読み、分析しました。

司法省に入省してからは、実務上直面している問題を早期に把握するため、三つのことに取り組んできました。

一つ目は、司法省の総会です。総会には、全国の裁判所の所長をはじめとする裁判官や、B A K Cに所属する弁護士が参加します。総会では、様々な分野における実務上の問題が取り上げられます。私は、総会で議論されたトピックを調べ、多くの示唆を得てきました。今年の総会では、利息及び損害賠償に関する問題と、相続に関する問題の二つについて解決することができました。

二つ目は、民事法及び刑事法の改正です。改正ワーキンググループには、裁判官、弁護士、公証人など、豊富な知識を有するメンバーが参加しています。ワーキンググループでは、実務上の問題が取り上げられ、意見交換が行われるため、課題を早期に把握することができます。後藤専門家に毎週参加していただいている民事訴訟法改正ワーキン

グループも、その一例です。

三つ目は、2024年から司法省が実施している、裁判所で生じている問題を是正するためのキャンペーンです。国民は、裁判所が不公平な裁判を行ったと考える場合、このキャンペーンを通じて訴えを申し立てることができます。この2年間で、国民からは合計で約3000から4000件の申立てがありました。私は、これら全ての申立てに目を通しました。その結果、一つの条文であっても裁判官によって様々な解釈をしており、条文の解釈が一致していないことが、不公平感や、10年経っても解決しない事件の発生につながっていることが分かりました。」

— ジャーナルには第2章「Legal Research and Analysis Article」の他に、第1章「Contemporary Legal and Justice Sector」があります。司法省はホームページやFacebook、Telegramでも積極的に情報発信を行っていますが、こうしたホームページやSNSでの発信に加えて、ジャーナルにもこの種の記事を掲載している目的や意義は何でしょうか。

「この質問も重要だと思います。司法省のホームページやSNSでは、さまざまな情報を発信していますが、それらを補足する形で、ジャーナルに情報を盛り込んでいます。

ジャーナルに記事を掲載する目的は、大きく二つあります。

一つ目は、科学的な分析資料を掲載することです。例えば、ジャーナルには、全国の民事事件及び刑事事件の件数や事件類型を掲載していますが、SNSでは、そこまで詳細な情報は載せていません。ジャーナルにそのような情報を掲載することで、学生は分析を行ったり、参考資料として活用したりすることができます。SNSの投稿を探すのはやや難しい場合もありますが、ジャーナルであれば、体系的に理解することができます。

二つ目は、司法分野にとって歴史的に重要な出来事を、将来的に活用できる形で編集し、記録することです。例えば、昨年の司法省総会については、ジャーナルに掲載しています。司法省の総会は、過去にはなかった歴史的なイベントです。

また、執行官の組織に関するテーマも取り上げています。執行官の組織に関するテーマは、それほど重要ではないと考える方もいるかもしれませんが、執行官制度は、司法分野の在り方を大きく変える重要なトピックです。執行官法の起草は概ね終了していますが、私は、起草開始から完了に至るまでの経緯を、将来的にジャーナルの記事としてまとめたいと考えています。執行官法の起草については、過去のフェーズにおいてJICAの支援も受けてきましたので、記事の作成に当たっては、JICAの皆様にもご協力いただきたいと思います。」

— 司法省が法律分野の専門誌を発刊するのは今回が初めてだと伺っています。ジャーナルの発刊後、司法関係者から何か反響はありましたか。

「ジャーナルを作成する作業自体も難しいですが、それ以上に難しいのは、法律家から支持を得ることです。ジャーナルの読者には学生もいますし、裁判官や弁護士もいま

す。しかし、これまで多くの応援の声をいただいています。司法省がジャーナルを発刊できたことを非常に誇りに思うという声もありましたし、表紙を見るだけでうれしいと喜んでくださる方もいます。

このジャーナルはオンラインでダウンロードすることができます。司法省の予算が限られているため、紙媒体での発行数は多くありませんが、皆さんからの要望が多く、既に在庫がなくなっています。それでも、『追加で印刷してほしい』『印刷費用は支援する』といった声をいただいています。

私たちは、ジャーナルについて皆さんからの信頼を得るために、テーマだけでなく、執筆者の選定にも徹底的に力を入れています。目次を見ると分かるとおり、執筆者は、裁判所所長、公証人、司法省長官、司法官職高等評議会のメンバーなど、いずれも著名で優秀な方々です。読者の皆さんも、目次を見て、こうした方々が執筆しているのであれば読んでみたいと感じるのではないのでしょうか。

また、ジャーナルの末尾には、執筆者の写真と経歴を掲載しています。執筆者の皆さんは、このページに自分の名前や経歴が掲載されることを誇りに思っています。ジャーナルに記事を執筆することは、司法制度に貢献することにつながるだけでなく、自らの名前を将来に残すことにもなります。

専門家の皆様には、ジャーナル第4号に記事を執筆していただく予定ですので、その際には、専門家のお写真とご経歴も掲載させていただきますね。」

—今後、民法又は民事訴訟法の分野で、重点的に取り上げたいと考えておられるテーマやトピックはありますか。

「民法分野の一つ目は、家族法に関するトピックです。家族法の分野では、相続、内縁、親権など、現在も多くの課題があります。二つ目は、不動産の売買契約に関するトピックです。民法では、不動産の売買契約には公正証書が必要であると定められていますが、実務上は、あまり作成されていません。三つ目は、契約の解除、取消し、無効に関するトピックです。これらに関する知識、特に裁判上の手続に関する理解は、まだ十分とは言えません。

民事訴訟法分野では、争点の特定、攻撃防御方法の提出、再審に関する問題があります。攻撃防御方法の提出については、既に記事を書いています。その他にも、手続が長期化する原因となっている問題を重視しています。一つの原因は忌避の申立てです。当事者が忌避を申し立てることで手続が停止し、その後、手続が再開しても、再び忌避が申し立てられるため、手続が長引くケースがあります。もう一つの原因は抗告です。抗



インタビューの様子
(当プロジェクトスタッフであるソヴァン・パンニヤーが通訳を担当しました。)



左から小職、後藤圭介チーフ専門家、
ニエン・ヴァンナック官房長、
チュン・クイエンさん
(クイエンさんは当プロジェクトの元
スタッフであり、現在は司法省大臣官
房で活躍されています。本インタ
ビューの調整及びジャーナルに掲載予
定の小職による執筆記事の翻訳をして
いただきました。)

し合えたことを、何より嬉しく感じています。そして、将来何か専門家の皆様のお役に
立てることがあれば、いつでも気軽にご連絡ください。」

告は、法律に定めがある場合に限って認められ
ますが、実務上は、法律上の根拠がないにもか
かわらず抗告がなされる例も少なくありませ
ん。例えば、強制執行事件において、抗告する
ことができない決定に対して弁護士が抗告を行
い、裁判官が手続を停止するという事態が生じ
ています。その結果、10年経っても解決でき
ない事件が存在しています。

これまで申し上げたのは、現在のカンボジア
の実務が直面している問題です。将来、これら
のトピックについてジャーナルで取り上げる際
には、日本の法律ではどのように規定されてい
るのか、また、日本の実務ではどのように解決
しているのかについて、専門家のご意見をぜひ
伺いたいと考えています。」

－最後に（官房長より）

「今日のインタビューに参加できて、とても
嬉しく思います。特に、私たちがお互いに理解

第3 既発刊のジャーナルの目次

当プロジェクトスタッフであるポウ・ヴィザルによる英訳である。

Table of Contents (1st Journal)

Preface	4
Section 1. Contemporary Legal and Justice Sector	
Legal and Justice System Reforms	8
1. Background of Legal and Justice System Reforms	9
2. Achievements of Legal and Justice System Reforms Result of the Royal Government from 1 st to 6 th Legislature of the National Assembly	12
3. Legal and Justice System Reforms of the Royal Government 7 th Legislature	20
Section 2. Legal Research and Analysis Articles	50
1. The Power of Court in Cambodian Law By H. E San Sophorn, H. E Chay Chandaravann, H. E Mong Monichakriya	51
2. Structure of Cambodian Courts By H. E Seng Dyna	60
3. National Authority of Alternative Dispute Resolution By H. E Nhean Vannak and H. E Tanheang Davann	73
4. Form of Commercial Company in Cambodian Law By H. E Nhean Vannak and Mr. San Buntheoun	90

Table of Contents (2nd Journal)

Symbols of Tribunal in Cambodia	1
Section 1. 1 st General Assembly of Justice Sector	2
1. About Progress of 1 st General Assembly of Justice Sector	3
2. About Achievements of Justice Sector	16
3. About Contents of the Decision of the General Assembly	31
4. Speeches of Leaders	39
Section 2. Legal Research and Analysis Articles	59
1. Supreme Council of Magistracy	60
By H. E Seng Bunkheang and H. E Nhean Vannak	
2. Uttor Appeal of Civil Plaintiff in Criminal Cases	77
By H. E Mong Monichakriya and Mr. Thun Karuna	
3. Notification of Court' s Decision in Criminal Case	91
By H. E Kong Tarachhath and H. E Heng Sokna	
4. Notary in Cambodian Laws	103
By Mrs. Neuv Socheata	
5. Interpretation of Law	127
By H. E Nhean Vannak and H. E Seng Neang	
6. Issuance of Ruling of Preservative Relief	147
By Mr. Choeurn Kuyeng and Ms. Kunthea Sreysocheata	

Table of Contents (3rd Journal)

Image of Preah Yom or Yom Reach Sculpture (God of Death in Hinduism)	1
Section 1. Contemporary Legal and Justice Sector	2
1. Organization and Promulgation of the Law on Act against Non-Acknowledgement on Crime Committed on the Period of Kampuchea Democratic and Law on Provisional Disposition of Caught Objects	3
2. Operation of Bailiff Unit	9
3. 1 Year Result of the Exercise of MoJ Campaign on Case Resolution and Irregularity Check at the Courts	12
4. Decision of Assembly to Total Work Results of Justice Sector in 2024 and Work Priority of 2025	27
Section 2. Legal Research and Analysis Articles	34
1. Discretion of Judge in Civil Case By H.E Chiv Keng	35
2. Determination of Interest and Interest for Late Payment By H.E Chaing Sinath, H.E Nhean Vannak and H.E Ngoun Nara	51
3. Writing of Reason in Civil Court's Decision By H.E Seng Neang and H.E Nhean Vannak	78
4. Statute of Limitation in Criminal Case By H.E Chan Rainsey and Mr. So Sangmoni	94
5. Non-Acknowledgement Offense in Public upon Crimes Committed on the Period of Kampuchea Democratic By H.E Seng Dyna	110
6. Provisional Disposition of Caught Objects By H.E Khat Chorvoin	127
7. Reconciliation in Criminal Case in French Law By H.E Seng Dyna	138
8. Negotiation on Guilt in American Law System By Mrs. Minsom Solida	144
Section 3. Summarized Background of Writers	153

第4 ジャーナル第4号に掲載予定の小職による執筆記事－再審期間について

第1 はじめに

カンボジア民事訴訟法（以下「CCP」という。）の第4編は、再審について規定する。再審は通常の訴訟とは異なる特殊な手続であり、意味を理解するのが難しい条文も多い。特に、再審期間（再審を請求する訴状が提出できる期間）³について定めたCCP 311条の解釈に悩むことが多いと聞く。そこで、本稿では、CCP 311条各項の關係に注意しながら、同条が定める再審期間について整理すると共に（第2）、再審期間を確認する方法について提案を試みる（第3）。

第2 CCP 311条（再審期間）の解説

311条（再審期間）

- 1 再審の訴えは、当事者が、判決の確定した後、再審の事由を知った日から30日の期間内に提起しなければならない。ただし、第307条（再審の事由(1)）第1項第三号及び第十号に掲げる事由を理由とする再審の訴えの場合は、この限りでない。
- 2 第1項の期間は、伸長することができない。
- 3 判決が確定した日、又は、再審の事由が判決の確定した後に生じた場合にあつては、その事由が発生した日から5年を経過したときは、再審の訴えを提起することができない。ただし、第307条（再審の事由(1)）第1項第三号及び第十号に掲げる事由を理由とする再審の訴えの場合は、この限りでない。

CCP 311条が規定する内容は、再審の事由を知った時から進行する再審期間（第1項第1文、第2項）、判決が確定した時から進行する再審期間（第3項第1文）、上記2つの再審期間の適用が除外される場合（第1項第2文、第3項第2文）の3つに分類することができる。以下では、まず、再審の事由を知った時から進行する再審期間と判決が確定した時から進行する再審期間について詳しく解説し（下記1、2）、上記2つの再審期間の關係を整理する（下記3）。次に、上記2つの再審期間の適用が除外される場合を確認する（下記4）。最後に、改めてCCP 311条が規定する内容を全体的に確認する（下記5）。

³ CCP 311条のタイトルは「再審期間」であり、カンボジア王国民事訴訟法要説判決手続編（以下「要説判決手続編」という。）は「再審を請求する訴状が提出できる期間」という言葉を使っている（234頁（日本語版142頁））。両者は同じ意味である。この記事では、より短い言葉である「再審期間」という言葉を使用する。（※以下はICD NEWS掲載に際して付した補足であり、ジャーナル掲載原稿には含まれていない。要説判決手続編における「出訴期間」のクメール語表現を日本語に直訳すると、「再審を請求する訴状が提出できる期間」となる。）

1 再審の事由を知った時から進行する再審期間

(1) 「30日の期間」の起算点

再審の訴えは、当事者が、判決の確定した後、再審の事由を知った日から30日の期間内に提起しなければならない（第1項第1文）。後述のとおり、当事者は、再審の事由によっては判決確定前にその存在を知り得る。しかし、再審は確定した終局判決に対する訴えであるから、判決確定前に再審期間は進行しないと解釈するのが相当である⁴。したがって、もし判決確定前に再審の事由を知ったとしても、30日の期間は判決の確定した日から進行する。この30日の期間は伸長することができない（第2項）。

(2) 「再審の事由を知った」の解釈

「再審の事由を知った」とは、確実な事実的根拠に基づいて再審事由があることを現実を知ったことを意味する。具体的にいつ「再審の事由を知った」と言えるかは、再審の事由によって異なる。以下、例として、CCP307条第1項第9号と同項第4号から第7号までについて具体的に検討する。

まず、CCP307条第1項第9号が定める「判決に影響を及ぼすべき重要な事項について判断の遺脱があったこと」を再審事由とする場合の再審期間について検討する。「判断の遺脱」とは、当事者が主張した攻撃防御方法についての判断を判決理由中に明記していない場合をいう⁵。つまり、判断を遺脱したかどうかは、判決書の記載を読めば明らかであるといえる。したがって、判決書の送達を受けた日を再審の事由を知った日ということができる。ただし、前述のとおり、判決確定前に再審期間は進行しないと解釈するのが相当であるから、結局、30日の期間は判決の確定した日から進行することになる。ただし、このCCP307条第1項第9号を再審事由とする場合については落とし穴がある。この落とし穴については、(3)で改めて説明する。

次に、CCP307条第1項第4号から第7号までに掲げる事由を再審事由とする場合の再審期間について検討する。なお、小職は、カンボジアの刑事法において、CCP307条第1項第4号から第7号までに掲げる事由が犯罪として規定されているかどうかや、どのように規定されているかどうかについては把握していない。そのため、やや抽象的な議論になることをお許しいただきたい。

CCP307条第1項第4号から第7号までに掲げる事由を再審事由とする場合、どのような要件を満たすと再審の訴えを提起することができるのかに注意が必要である。CCP307条第2項は、CCP307条第1項第4号から第7号までに掲げる事由については、罰すべき行為について有罪の判決又は過料の裁判が確定したとき（同項第1号）、若しくは、証拠がないという理由以外の理由により有罪の確定判決又は過料の確定裁判を得ることができないとき（同項第2

⁴ 秋山幹男ほか著『コンメンタール民事訴訟法Ⅶ』59-60頁（日本評論社、2016年）。

⁵ 秋山ほか・前掲注4）38頁。

号)に限り、再審の訴えを提起することができる」と規定する。したがって、CCP 307条第1項第4号から第7号までに掲げる事由を再審事由とする場合、再審期間は、同条第2項第1号又は第2号の要件に該当する事実(つまり、有罪の判決又は過料の裁判があった事実、若しくは、確定判決又は過料の確定裁判を得ることができないという事実)を知った日から進行する⁶。

(3) 一緒に検討するとよい要件

CCP 311条第1項の再審期間を検討する時に一緒に検討するとよい要件がある。それはCCP 307条第1項第2文である。以下の条文に付したかっこ書は、直前の下線部の意味を補うために小職が加筆した部分である。

307条(再審の事由(1))

1 次に掲げる事由がある場合には、確定した終局判決に対し、再審の訴えをもって、不服を申し立てることができる。ただし、当事者が上訴によりその事由(= CCP 307条第1項各号に掲げる事由)を主張したとき、又はこれ(= 上記「その事由」= CCP 307条第1項各号に掲げる事由)を知りながら主張しなかったときは、この限りでない(= 不服を申し立てることができない)。

第1項各号、第2項、第3項 省略

つまり、再審の訴えが許されるのは、再審の事由を再審手続に先行する手続において主張することができなかつた場合に限るという規定であり、この規定は一般に「再審の補充性」と呼ばれる⁷。

同条の逐条解説(2)は、「再審事由に当たる事実があるとしても、判決確定前に当事者が上訴によってこれを主張したが排斥された場合及びこれを知りながら上訴によって主張しなかった場合は、再審事由として主張することは許されない(第1項但書)。」と解説する⁸。下線を引いたのは小職だが、さり気なく下線部が追加されていることに注目してほしい。この部分は、当事者が上訴により主張したが、上訴裁判所がそれについて判断しなかった場合には、同一の事由を主張して再審の訴えを提起することができるという解釈を示している。

ここで、上記(2)で検討した例を再度取り上げる。CCP 307条第1項第9号が定める事由を再審事由とする場合である。前述のとおり、判断を遺脱したかどうかは判決書の理由を読めば明らかであり、判決書の送達を受けた日を再審の事由を知った日ということができる。ところで、CCPは、上訴期間は判決書の送達を受けた日から1か月以内と規定する(CCP 264条第1項、286条。故障申立てについては説明を省略する)。裏を返すと、判決書の送達を受けた時点

⁶ 長谷部由起子著『民事訴訟法 第4版』447頁(岩波書店、2024年)。

⁷ 要説判決手続編233頁(日本語版141頁)。

⁸ カンボジア王国民事訴訟法典逐条解説(以下「逐条解説」という。)第307条解説(2)。

で判決が確定していることはあり得ない。つまり、CCP307条第1項第9号が定める事由を再審事由とする場合、判決書の送達を受けた時点からは、その判決が上告審の判決でない限り、上訴が可能な状況で再審の事由を知っている状況といえる。したがって、CCP307条第1項第9号による再審の訴えは、原則として上告審の判決に対して申し立てる場合に限られるといえる⁹（上述した、当事者が上訴により主張したが、上訴裁判所がそれについて判断しなかった場合は、この例外である。）。最高裁以外でCCP307条第1項第9号が定める事由を再審事由とする再審の訴えを受けた場合には、注意が必要である。

(4) 解釈の余地がある点

CCP313条は、再審の訴えを提起した当事者は、再審の事由を変更することができる」と規定する。再審の事由を変更する場合、いつを基準にCCP311条第1項の再審期間が守られているかを判断すべきかについては、考え方が分かれている。

日本の多数説は、CCP311条第1項の再審期間が守られているかどうかは、変更時を基準とすると考える。つまり、再審の訴えの変更の申立てによって新たに主張する再審事由について、個別にCCP311条第1項の要件を満たさなければならないと考える。別の有力な説は、CCP311条第1項の再審期間が守られているかどうかは、当初の訴えの提起した時を基準とすると考える。つまり、当初の再審の訴えを提起した時点で、訴えの提起時に主張していた再審事由についてCCP311条第1項の再審期間を守っていれば、それ以降の再審事由の追加はいつでも許されると考える¹⁰。CCPの逐条解説は、上記2つの説のうち多数説を紹介している¹¹。

2 判決が確定した時から進行する再審期間

第3項第1文の規定は、次のように分解して考えると理解しやすい。：(1)「判決が確定した日……から5年を経過したときは、再審の訴えを提起することができない。」(2)「再審の事由が判決の確定した後に生じた場合にあっては、」上記5年の期間は、再審「事由の発生した日」から進行する。

たとえ当事者が再審事由の存在を知らなくても、判決が確定した日から5年を経過すると、一律に、再審の訴えは提起できなくなる。この5年の期間は伸縮できないし、当事者が自らの責めに帰すことのできない事由のためにこの期間を遵守できない場合でも、もはや再審の訴えは許されない¹²。これが、第3項第1文が定める原則論である。

その上で、再審の事由が判決確定後に生じたとき、上記5年の期間は、再審事由

⁹ 秋山ほか・前掲注4) 40頁。

¹⁰ 秋山ほか・前掲注4) 61-62頁。

¹¹ 逐条解説第313条解説(2)。

¹² 逐条解説第311条解説(3)。

の発生した日から進行する。再審「事由が発生した日から」であり、再審事由を知った日からではない点に注意が必要である。再審の事由が判決確定後に生じたときの分かりやすい例としては、判決確定後にCCP307条第1項第8号が定める「判決の基礎となった民事若しくは刑事の判決その他の裁判又は行政処分が後の裁判又は行政処分により変更された」場合が挙げられる。

3 2つの再審期間の関係

上記1の再審期間と上記2の再審期間の関係を明らかにするために、もう一度上記2の再審期間の規定の意味を確認する。たとえ当事者が再審事由の存在を知らなくても、判決が確定した日から5年を経過すると、一律に、再審の訴えは提起できなくなる。再審の事由が判決確定後に生じたとき、上記5年の期間は、再審事由の発生した日から進行する。第3項のどこにも当事者が再審事由を知らなかった場合の救済規定はない。

つまり、既に判決が確定してから、又は、再審の事由が判決確定後に生じた場合には再審事由の発生した日から5年を経過した後は、当事者が再審事由を知っていたか否かを問わず、再審の訴えを提起できない。言い換えると、既に判決が確定してから、又は、再審の事由が判決確定後に生じた場合には再審事由の発生した日から5年を経過した場合、再審の事由を知った日から30日の期間内に再審の訴えを提起しても、再審期間を徒過している。

4 再審期間の定めが除外される場合

上記1及び2の再審期間は、CCP307条第1項第3号が定める事由及び同項第10号が定める事由を理由とする再審の訴えには適用されない。これらの事由については、上記1及び2の再審期間の制限を受けずに提起することができる。

代理権の欠缺の場合は、当事者本人又は法定代理人が全く知らない間に訴訟が追行されたのであり、本人に判決の効力を及ぼすのは酷であるから、期間制限を設けずに当事者の救済を図る必要があるためである。確定判決の抵触の場合は、当事者間の関係をどちらの判決によって律したらよいか混乱が生じるためである。¹³

5 まとめ

上記1から4までの内容を要約すると、次のとおりである。

第一に、再審の事由を知った時から進行する再審期間について。再審の訴えは、当事者が、判決の確定した後、再審の事由を知った日から30日の期間内に提起しなければならない。(CCP311条第1項第1文)

第二に、判決が確定した時から進行する再審期間について。判決が確定した日か

¹³ 逐条解説第311条解説(2)。

ら5年を経過したときは、再審の訴えを提起することができない。再審の事由が判決の確定した後に生じた場合にあっては、上記5年の期間は、再審事由の発生した日から進行する。(CCP 311条第3項第1文)

第三に、再審の事由を知った時から進行する再審期間と判決が確定した時から進行する再審期間の関係について。判決が確定してから、又は、再審の事由が判決確定後に生じた場合には再審事由の発生した日から5年を経過した場合、再審の事由を知った日から30日の期間内に再審の訴えを提起しても、再審期間を徒過している。

最後に、再審期間の適用が除外される場合について。再審期間の定めは、CCP 307条第1項第3号が定める事由及び同項第10号が定める事由を理由とする再審の訴えには適用されない。(CCP 311条第1項第2文、第3項第2文)

第3 再審期間の確認方法

最後に、再審の訴えが再審期間内に提起されたものかどうか(あるいは、再審期間の制限を受けない訴えかどうか)を効率的に確認する方法を提案したい。

しかしながら、日本では民事事件について再審の訴えが提起されることは極めて珍しく、正直に述べると、私も裁判官として再審事件を担当した経験がほとんどない。そのため、この提案は経験に基づくものではなく、条文を検討して独自に考えたものである。カンボジアの司法省の皆様及び実務家の皆様の方がずっと豊富な経験をお持ちである。私の提案を一つのたたき台にいただければ幸いである。

再審期間のチェックリスト

判決確定日(年 月 日) 再審の訴え提起日(年 月 日)

Q1. 再審事由はCCP 307条第1項第3号又は第10号か

Yes → OK、審査終わり No → Q2へ

Q2. 判決が確定した日から5年以内に提起されたか

Yes → Q5へ No → Q3へ

Q3. 再審の事由は判決の確定した後に生じたか

Yes → Q4へ No → 再審期間徒過、審査終わり

Q4. 再審の事由が生じたのはいつか(年 月 日)

上記の日から5年以内に提起されたか

Yes → Q5へ No → 再審期間徒過、審査終わり

Q5. 当事者が再審の事由を知った日はいつか(年 月 日)

上記の日から30日の期間内に提起されたか

Yes → OK、審査終わり No → 再審期間徒過、審査終わり